

## 市民の意見や自治体の同意は？

国は「自治体の同意がなければ事業を進めない」と説明会等で強調しています。概要調査地区が選ばれると、国は最終処分計画に地区名を書き込む変更を閣議決定しなければなりませんが、それに先立ち知事と立地市町村長の意見を聞き、「尊重」しなければならないと高レベル処分法に書かれているからです。慎重姿勢を示してまず応募させようという作戦です。

しかし、「尊重」と「同意」では意味が違います。「同意」のように国の意思決定の要件ではないため、知事等の意見が玉虫色であれば手続きは進行してしまいます。意見が明確な反対の場合でも、「事業は進まない」だけで計画が撤回されるわけではありません。応募があつた段階から原環機構が地元連絡事務所を設けて工事が続けられます。国が地元の理解等が得られると考える場合は知事等に複数回にわたり意見を求めることがあります。

もありうるとされています。知事意見は選挙結果によつても変わりうるからです。それでも反対だつたらどうなるかは国会で大臣が答えていました。

議員「同意がなければやらないというように解釈してよろしいんですね。反対してもやるということですか。」

大臣「これを管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聞いてこれを極めて重く受け止めて、最終的に国が決定するものだ、そういう規定であります。」

また、そもそも高レベル処分法の処分場選定手続きには、住民参加の機会が、ほとんどありません。説明会では一方的な説明しか行われず、討論はできないでしょう。意見書も、報告書に対する技術的な内容の場合は参考にされるかもしれません、それ以外の「地層処分反対」などの意見は無視されると思われます。意見に対する原環機構の見解は意見提出者には送付されず、反論の機会もありません。本来あるべきは、意思決定への参加のはずです。

## 処分場選定手続き

